

自主規制モニター会議議事要旨（2026 年 2 月 4 日）

I. 日 時

2026 年 2 月 4 日（水）15 時 00 分 ～17 時 00 分

II. 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館 2 階 204 会議室

III. 出席者

○ 自主規制モニター会議委員（五十音順・敬称略）

内田 和人、神田 安積（議長）、岳野 万里夫、長谷川 高顕、浜田 康、林 隆敏（副議長）、山田 龍彦、吉松 加雄

○ 日本公認会計士協会

南 成人（会長）、小倉 加奈子（担当副会長）、関根 和昭（監査・規律担当常務理事）、西田 俊之（監査・規律担当常務理事）、勝島 康博（品質管理担当常務理事）、太田 稔（品質管理担当常務理事）、栗田 渉（品質管理委員会レビューチーム主席レビューアー）、伏谷 充二郎（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

IV. 議事要旨

1. 自主規制制度の運営状況

品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況について、資料配付により報告があった。

2. 自主規制に係る論題

(1) 昨今の会計不祥事に係る対応

昨今の会計不祥事に係る対応（プレスリリース、監査の信頼性向上に向けた協会の取組、監査上の留意事項の公表）について、担当副会長から説明があった。

(2) 監査実施状況調査（2024 年度）

監査実施状況調査（2024 年度）について、担当副会長から説明があった。

(3) 品質管理レビュー制度・上場会社等監査人登録制度の見直し検討プロジェクトチーム

品質管理レビュー制度・上場会社等監査人登録制度の見直し検討プロジェクトチームの概要（目的、検討論点、見直し方針等）について、担当副会長から説明があった。

(4) 自主規制に係るコスト負担に関する議論の状況

協会財政・組織ガバナンス改革会議における自主規制に係るコスト負担に関する議論の状況について、会長から説明があった。

3. 意見交換

委員から以下の意見があった。

(1) 昨今の会計不祥事に係る対応（上記2(1)関係）

取組の評価

- 自主規制機関として、3点の公表物^注を迅速に公表したことは、職業専門家として自らを律するという観点からも、適切な対応であったと評価する。協会の動向は、対金融庁のみならず、対社会という意味でも非常に重要であるため、自主規制機関としての姿勢を意識して引き続き取り組んでもらいたい。

（注）2026年1月26日に公表した以下の3点を指す。

- ① プレスリリース「当協会の調査について（続報）」
- ② 登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組
- ③ 新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）

IPO関係者間の連携

- IPOにおけるゲートキーパーとして、三者（取引所、主幹事証券会社、監査法人を指す。以下同じ。）が連携・協力して再発防止に努めなければならない。それぞれの取組に横串を刺し、一体感を持って進める必要がある。
- 売上の大半が架空計上であった会社が三者の目を逃れて上場したという事実を重く受け止めている。三者の連携の場において、それぞれどのような責任を負うのか、情報をどう連携し会社の問題点を把握するのか、問題を識別した会社を健全な状態に導くためにどのように協力していくか、といった前向きな議論をしてもらいたい。
- 会計不正が行われる背景として、会社の組織風土や内部統制の実効性に問題があると考えており、監査役等や社外取締役とも連携してリスクを共有化してもらいたい。

中長期の施策（人的体制に関する要件の引上げ）

- 単に形式的な人数要件のみならず、併せて監査の質的な向上も必要であり、品質管理面でも一定の手当てが必要と考える。
- 社員5人の最低人数で設立された監査法人では体制面で課題が見られる場合もあ

り、代表者、品質管理責任者、審査担当者が税務事務所等を掛け持ちしているケースが見られる。監査法人制度は組織的な監査を実現するためのものであるため、これらの立場にある者が上場会社の監査に専念するための体制整備として、常勤化についても前向きに検討してもらいたい。

- 監査全体の水準の引上げは重要であるため、人数・経験等の要件の検討を進めてもらいたい。中長期の施策とはいえ迅速な対応が求められるが、一方で、会員の反発もある程度想定されるため、丁寧に進め、取組を実現してもらいたい。
- 上場会社の監査人であれば、規模を問わず、質・量共に一定水準にあるという状況を作っていくことが重要である。その点で、問題のあるところに人数要件等の必要な手当てをすることは望ましい。監査法人のクオリティについては、金融庁と協会ですっかり確保してもらいたい。
- IPOに限らず、リスクのある上場会社の監査を中小監査事務所が受嘱する傾向が顕著に見られる。人的体制の強化については中長期の施策ではあるものの、早い段階から中小監査事務所に対して自主的な対応を促すような取組も重要である。
- 高品質な監査の実現のためには、人的体制に関する要件の引上げに加えて、ITシステム投資等も必要であり、これにはコストが掛かる。統一的に進めるためには、協会としての一定のサポートが必要と思われる。

その他全般

- 最近のIPOに関しては、監査業界も証券業界も大手がリーグテーブルを争うマーケットではなくなってきている。マーケットの構造が変わってきている中で、スタートアップ支援という資本市場の機能をどう維持していくかが重要である。
- 巧妙化・高度化する不正会計を見抜く監査能力の向上が必要である。AIの活用によりビジネスが複雑化する中、監査人側もAIによる不正検知を促進し、リスクベースの監査をこれまで以上に徹底してもらいたい。
- 監査品質の向上のためには「職業的懐疑心の保持及び発揮」が重要であるが、一方で、難易度も高いと思われる。精神論にとどまらず、実効性のある取組を期待する。

(2) 監査実施状況調査（2024年度）（上記2(2)関係）

- 監査法人の属性別の監査時間数を見ると、同じ売上規模の会社に対して、大手監査法人と中小監査事務所では平均監査時間が大きく異なっている。本調査の前書きにおいて「会員をはじめとする利害関係者の意思決定の参考に資するため」とあるように、こうした実際のデータを現状分析に活用し、改善の取組につなげて

もらいたい。

- 総監査報酬と時間当たりの平均単価の前年比（増加率）から、総監査報酬の増加は、単価ではなく、主に監査時間の増加によるものと読み取れる。I T投資によるコスト負担、様々な制度への対応により、本来であれば単価が更に上がるはずであり、現状はコストと見合っていないのではないか。

(3) 品質管理レビュー制度・上場会社等監査人登録制度の見直し検討プロジェクトチーム (上記2(3)関係)

- ※ 品質管理レビューにおいて繰り返し辞退勧告を受ける監査事務所を個別事案審査制度の懲戒処分の対象とするに当たり、品質管理レビューの性格付け（指導・監督）とのコンフリクト解消のための規定の明確化が検討論点の一つとなっている。
- 繰り返し辞退勧告を受ける監査事務所を懲戒処分の対象とするために規定の解釈や懲戒処分の構成要件の明確化を図るという方針自体に異論はない。具体的な規定の見直しに当たっては、いくつか選択肢があると思われるが、懲戒処分の対象に係る条文改正・条文解釈であることから、疑義が残る構成要件はできる限り避けるべきであり、この点を踏まえて検討を進めてもらいたい。

以 上

<お問い合わせ先>

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp